

水田農業の推進方針

策定 平成 29 年 8 月 29 日
一部変更 平成 30 年 4 月 26 日
盛岡市農業再生協議会

1 策定の趣旨

国は、農林水産業・地域の活力創造プラン（平成 25 年 12 月）において、平成 30 年産以降、行政による主食用米の生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組むことを内容とする「米政策の見直し」を決定した。

そのため、岩手県農業再生協議会では、米政策の見直しに的確に対応する仕組みの検討を進め、平成 29 年 5 月に「岩手県における需要に応じた米生産の推進要領」を決定し、今後 5 箇年の水田農業の推進方針を策定した。

これを受け、当協議会では、主食用米と転作作物の最適な組み合わせによる体質の強い水田農業を確立するための推進の考え方として、今後 5 箇年（概ね平成 30 年産から平成 34 年産まで）の「水田農業の推進方針」を策定することとしたところである。

今後は、この方針に基づき、関係機関・団体が一体となって、需要に応じた主食用米の生産、水田フル活用による農業者の所得の向上及び水田農業を支える担い手の育成等に取り組むものとする。

2 地域農業の現状

当該地域は、岩手県の内陸部、北上盆地の北部に位置しており、地形は、西部に岩手山を擁する奥羽山脈、東部には北上高地が南北に縦走し、この山地の間を南流する北上川は、東西の山地に水源を有する雫石川、中津川、築川などの支流を合せて一大水系となり、市街地の中央部を貫流している。

消費地近郊の恵まれた立地条件を生かした水稻を中心とした、野菜、花き、果樹及び畜産などの多種多様な農畜産物の生産が行われ、農業産出額も県内の上位に位置している。

県庁所在都市として、より充実した都市機能の集積と産業の発展によってもたらされている活力と調和したまちづくりが行われている一方、農地と住宅地が混在する地域が増加傾向にあり、年々農業をとりまく環境は厳しくなっている。

水田は、全耕地面積の約 69 パーセントあり、その内、主食用米面積の割合が約 61 パーセントで、転作作物に占める小麦・大豆・飼料用米の面積が多い。耕作地が点在していることや湿田が多いため、団地化はあまり進展しておらず、また、農家の高齢化による農家戸数の減少が進み、不作付地の拡大が進んでいる。こうした中で、水田農業経営の安定と発展のためには、土地利用型作物の定着拡大や生産性向上を図るとともに、農作業受委託や農地中間管理機構の活用による水田利用集積を進め、水田の有効活用を促進していく必要がある。

(1) 農業算出額

【平成27年産盛岡市（玉山地域分・畑地作分も含む。）の農業産出額】

	農業産出額	内 訳					
		1位	2位	3位	4位	5位	6位
部門	-	鶏	米	野菜	果実	乳用牛	肉用牛
金額（千万円）	1,764	754	266	221	179	131	105
割合（%）	-	42.7	15.1	12.5	10.1	7.4	6.0

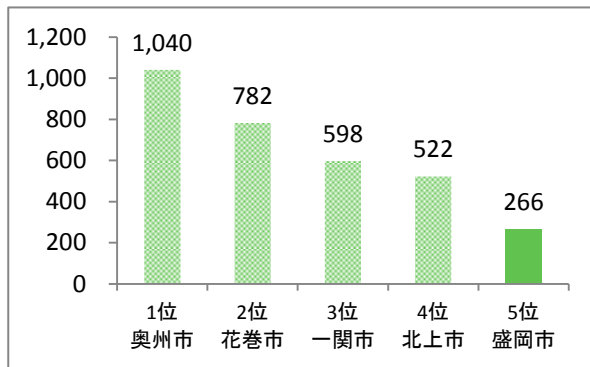
資料：農林水産省 統計情報 平成27年市町村別農業算出額（推計）より

算定方法：都道府県別農業産出額を農林業センサス及び作物統計を用いて市町村別作付面積で按分
米：加工用米を含む食用のもの。飼料用米は含まない。

【参考：岩手県内の部門別算出額】

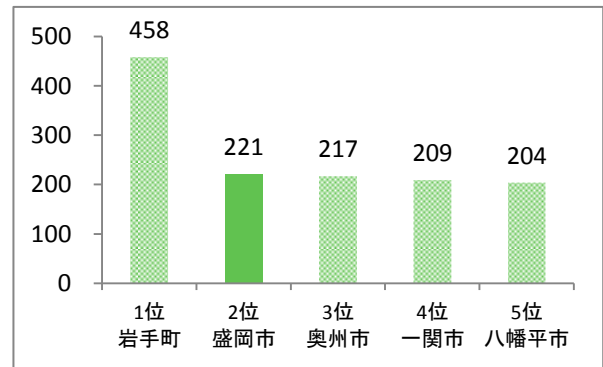
(米)

(単位：千万円)



(野菜)

(単位：千万円)



(2) 平成29年産の経営体数と作付面積

【稲, 麦, 豆類, そば】

(単位：経営体, ha)

	主食用米	米粉用米	飼料用米	WCS	加工用米	備蓄米	小麦	大豆	飼料作物	そば
経営体数	1,277	1	35	4	1	12	14	62	145	26
面積	1727.5	5.5	120.9	4.0	33.8	6.2	138.6	123.2	51.0	6.4

※農政課 水田台帳システムより、自家消費も含んで集計

※経営体数については、作業受委託分は受託経営体に寄せて集計

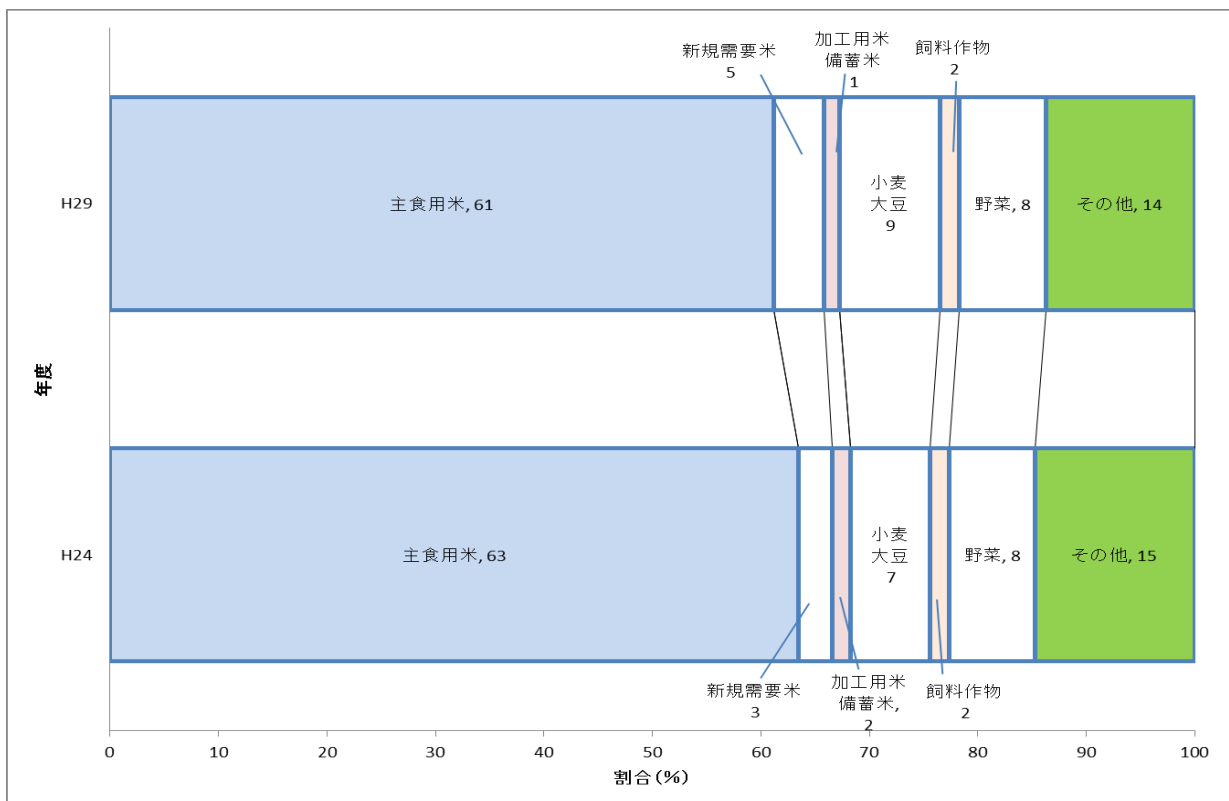
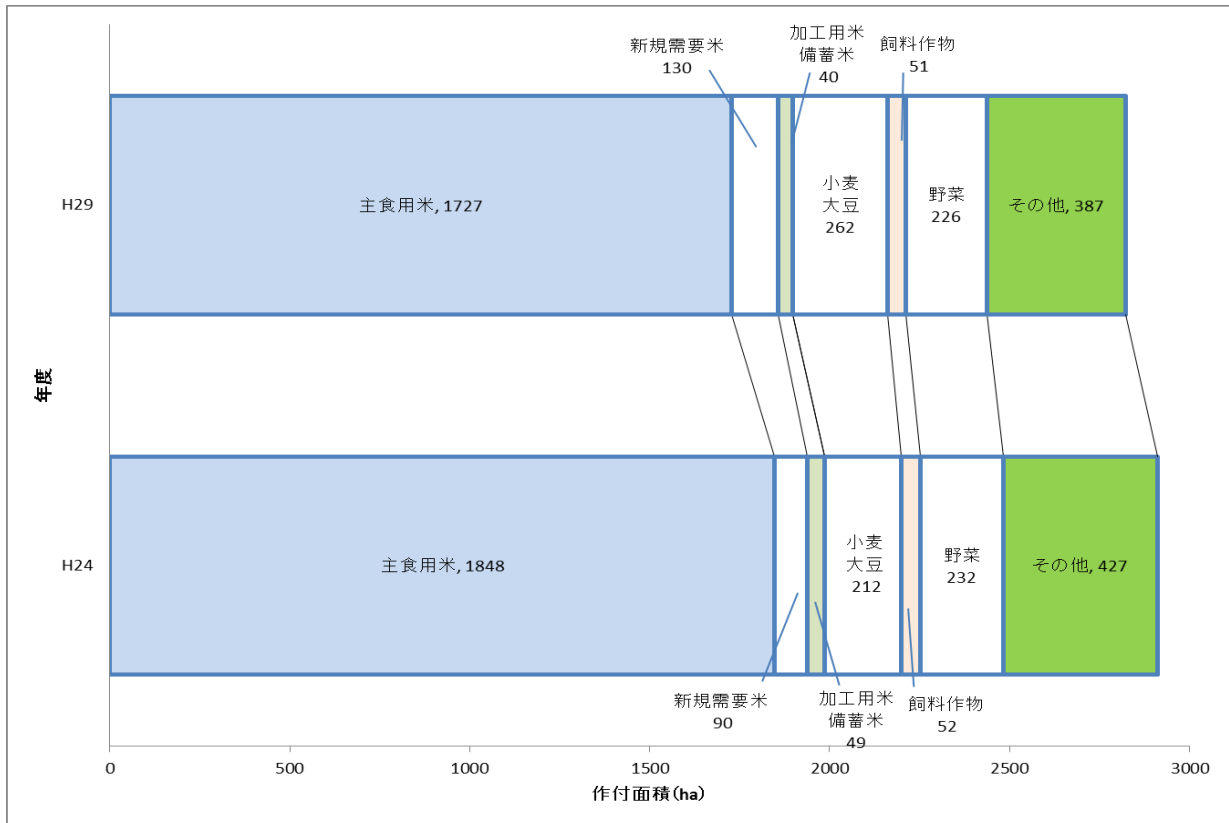
【野菜, 花き, 果樹】

(単位：経営体, ha)

	ねぎ	きゅうり	とまと	じゃがいも	さつまいも	かぼちゃ
経営体数	132	62	145	41	8	101
面積	23.1	8.4	21.7	3.2	1.5	8.4
	ズッキーニ	にんじん	たまねぎ	ブロッコリー	だいこん	なす
経営体数	18	1	11	3	7	12
面積	3.5	0.1	0.9	0.2	2.2	1.0
	ピーマン	いちご	メロン	その他の野菜	花き	果樹
経営体数	2	15	4	1,238	140	256
面積	0.2	3.0	0.4	147.8	20.0	50.7

※農政課 水田台帳システムより、自家消費も含んで集計

【水田の利活用状況】



3 品目別の推進方針

(1) 主食用米

① 現状と課題

当該地域は、減農薬減化学肥料栽培である特別栽培米の「ひとめぼれ」を主体とする地域と、「どんぴしゃり」を主体とする地域に二分されている。共に実需との結びつきをもとに販売されており、引き合いは非常に強い。加えて、「銀河のしずく」の栽培適地の確立に向け作付を推進している。

【水稲品種別作付面積の推移】

(単位:ha,%)

	総数	どんぴしゃり		ひとめぼれ		銀河のしずく		その他	
		面積	比率	面積	比率	面積	比率	面積	比率
H26	1,789	552	30.9	1,061	59.3	-	-	176	9.8
H27	1,718	509	29.6	1,049	61.1	-	-	160	9.3
H28	1,711	492	28.8	1,051	61.4	10	0.6	158	9.2
H29	1,728	450	26.0	1,025	59.3	108	6.3	145	8.4

※農政課 水田台帳システムより、自家消費も含んで集計

② 推進方針

米が基幹である当該地域においては、消費者及び市場ニーズに対応できる良食味米の安定生産を進め「売れる米づくり」体制を構築し、需要に応じた米生産を推進する。

また、直播・疎植栽培などの生産コスト低減技術を導入することにより、農家所得の向上を図り、播種前契約や複数年契約を通じて、販路の確保と農家の生産意欲の維持に繋げる。

特に、「どんぴしゃり」については、栽培地域を旧盛岡地域に特定し、多収品種としてコスト低減と収量増大により、出来秋の収入をひとめぼれと同水準の確保を目指す。外食・中食向けのほか、首都圏では家庭用としても需要があり、本年産からは複数年契約による安定的な販路の確保を行う。

「ひとめぼれ」については、都南地域での特別栽培を中心に取り組み、主に家庭用として実需者の要望もあることから、播種前契約や複数年契約によって販売数量の見通しを立て、作付拡大を進めていくこととする。

「銀河のしずく」については、良食味・高品質米生産を維持しつつ、作付の拡大を進める。

(2) 飼料用米・WCS用稲

① 現状と課題

飼料用米は、水田活用米穀として作付けされ、平成27年から転換が進み面積が増加した。作付面積に占める多収品種の割合は6割以上となり、直播・疎植栽培などの生産コスト低減技術が取り込まれつつある。

WCS用稲は、ほぼ横ばいに推移しており、地域の畜産農家との結びつきによる作付を推進する必要がある。

【作付面積と比率の推移】

(単位：ha)

	飼料用米	多収品種		一般品種(どんぴしゃり)		WCS用稲
		面積	比率	面積	比率	
H27	137.5	86.6	63.0%	50.9	37.0%	3.9
H28	121.5	89.3	73.5%	32.3	26.5%	4.0
H29	120.9	82.9	68.5%	38.0	31.5%	4.0

※農政課 水田台帳システムより集計

② 推進方針

転作作物の中心作物の1つに位置づけ取り組む。また、産地交付金のメニューを活用し、団地化や多収品種の導入、直播・疎植栽培の生産コスト低減技術の導入を支援することで収益性の向上を図る。

WCS用稲についても、産地交付金を活用し、耕種農家と畜産農家の連携の推進により生産の維持拡大を図る。

(3) その他の非主食用米

① 現状と課題

その他の非主食用米としては、米粉用米、加工用米(酒造好適米)、備蓄米があり、水田活用米穀として位置づけ取り組んでいる。

特に、米粉用米は、都南地域の農業法人でのみ作付けされ、全て実需者と結び付いているが、地元の製麺業者1社のみであるため販路の拡大が課題となっている。

また、加工用米・酒造好適米については、水田活用米穀として米菓や味噌等の用途として実需者との結び付きにより取り組んでいる。28年産からは新たに酒造メーカーとの複数年契約を締結し、安定的な販路の確保に努めている。

【作付面積と比率の推移】

(単位：ha)

	米粉用米	加工用米			備蓄米
		総面積	内複数年契約	複数年契約の比率	
H26	37.9	101	34.4	34.1%	10.3
H27	30.6	34.8	34.8	100.0%	10.3
H28	10.4	48.4	48.4	100.0%	9.7
H29	5.5	33.8	13.7	40.4%	6.2

※農政課 水田台帳システムより集計

② 推進方針

米粉用米は、結び付きのある製麺業者との契約に基づき、需要に応じた生産数量を確保するとともに、新たな実需者の確保を目指す。

加工用米・酒造好適米は、実需者との複数年契約等の結び付きによって生産することとし、契約数量を確保する。特に、酒造メーカーから需要のある品種については、酒造好適米と加工用うるち米とのセット販売を進め、複数年契約を基本とし需要数量

に応じて面積拡大を図る。

備蓄米については、主食用米に代わる水田フル活用作物として米生産者の作付意向を勘案しつつ、有効的な取組を図る。

(4) 小麦・大豆・そば

① 現状と課題

農業法人や個人の担い手農業者により、小麦は「ゆきちから」が、大豆は主に「ナンプシロメ」が作付けされ、利用集積により作付拡大が進んでいる。

「ゆきちから」は単収が見込めるが、実需者が限られることから、実需者からのニーズのある品種への転換も含め検討が必要となっている。

大豆やそばは、ほ場条件によってはしばしば湿害が発生することがあり、収穫量の増減が大きいため、排水・湿害対策等を講じる必要がある。

【作付面積と平均単収の推移】

(単位: ha, kg/10a)

	小麦		大豆		そば	
	面積	平均単収	面積	平均単収	面積	平均単収
H27	117.9	266	110.3	126	6.3	63
H28	140.8	260	113.6	126	7.5	18
H29	138.6	—	123.2	—	6.4	—

※農政課 水田台帳システムより集計

② 推進方針

小麦・大豆は、産地交付金のメニューを活用し、担い手への利用集積・団地化を図るとともに、湿害を回避するための排水対策の実施、機械の導入による省力化・機械化体系の構築などの生産性向上の取組を支援する。加えて、生産性の高い優良品種への転換も視野に入れ、実需者ニーズに即応した高品質安定生産を進めることとする。

そばは、産地交付金のメニューも活用しながら、排水・湿害対策の取組により増収と品質・生産性の向上を図り、地域の実需者との契約に基づき契約数量を確保する。

(5) 飼料作物

① 現状と課題

畜産農家の自家利用や耕種農家と畜産農家の利用供給協定締結による利用が進むほか、一部では耕畜連携の取組として、飼料作物を作付けした水田に、その飼料作物を供給された家畜から生産された堆肥を散布する取組なども行われている。耕畜連携の取組は2経営体のみと少ないため、さらに推進していく必要がある。

② 推進方針

産地交付金のメニューを活用し、担い手への集積と耕畜連携の取組を支援し、酪農、肉用牛生産とリンクする中山間地域を中心として、飼養規模の拡大や飼料需給率の向上に結びつくよう、作付の推進を図る。

(6) 園芸作物

① 現状と課題

「きゅうり」、「とまと」などの果菜類や「ねぎ」の作付が進んでいる。小規模かつ個人によるものが多く、高齢化の進行に伴って経営体数の減少や作付面積の縮小の傾向にある。新たな生産者の確保・育成や、生産拡大に向けて、単収向上と省力的な作業体系の確立が必要である。

【作付面積の推移】

(単位: ha)

	ねぎ	きゅうり	とまと	ズッキーニ	かぼちゃ	じゃがいも	さつまいも
H26	26.6	10.2	19.0	0.0	11.9	2.5	0.2
H27	24.9	10.0	19.6	0.0	10.6	2.8	0.2
H28	22.0	9.6	21.3	2.7	9.9	2.6	1.9
H29	23.1	8.4	21.7	3.5	8.4	3.2	1.5

※農政課 水田台帳システムより集計

② 推進方針

産地交付金のメニューを活用し、生産拡大を推進していく。

特に、「ねぎ」、「きゅうり」、「とまと」、「ズッキーニ」、「たまねぎ」、「さつまいも」の全6品目を地域振興作物と位置づけ、作付を推進する。

「ねぎ」、「きゅうり」、「とまと」については、収益性が高いことから、生産者の多数を占める小規模経営においても収益を望むことができるのに加え、市内外の需要も多く、作付の拡大を進めることとする。

また、「ズッキーニ」については、初期投資も少なく省力で栽培が可能なこと、「たまねぎ」、「さつまいも」については、機械化体系が確立しており、土地利用型作物の代替として取り組みやすいことに加え、全国的に需要が見込めることから、作付の拡大を進める。

4 担い手と農地集積

(1) 現状と課題

① 認定農業者

盛岡・都南地域の平成27年度の農業経営体数は1,959経営体となっており、5年前の2,310経営体から約1.2割減少し、同時に高齢化が進んでいる。

認定農業者については、大旨横ばいに推移して平成29年4月1日現在の認定数は、168人となっている。

引き続き、担い手の確保、育成を図るとともに、経営の規模拡大に向けて、雇用労力の確保や、機械化等により経営の効率化を進めていく必要がある。

② 集落営農組織

平成29年4月1日現在の集落営農組織は3組織で、全て法人組織化されている。地域農業の中心となる経営体の確保・育成のため、集落営農の組織化及び法人化を支援することにより農業の競争力及び体制を強化し、もって持続可能な農業の実現を図ることが必要である。

③ 農地集積

平成 26 年度に農地中間管理機構が創設され、都南地区を中心に農地集積が進んでいる。一方で、「農地の所有者が貸し付けに踏み切れない」、「地域において農地を貸し出す方向で話し合いが進んでいない」などの要因のほか、特に中山間地域においては、高齢化により担い手が不足していることや、小さなほ場が点在していることなどが課題に挙げられている。このような中、地域農業マスタープランの平成 28 年度の担い手への水田集積面積は 1,576ha、集積率 39.4 パーセントとなっており、今後、集積に向けた取組がさらに必要となっている。

【担い手と農地集積状況】

	農業			集落営農 組織数	担い手への農地集積面積
	経営体数	認定農業者	新規就農者		
H26	—	177 人	16 人	3 組織	1,431 ha (34.4%)
H27	1,959 人	177 人	8 人	3 組織	1,531 ha (37.6%)
H28	—	168 人	11 人	3 組織	1,576 ha (39.4%)

※ 農業経営体数は農林業センサス2015より、その他は農政課資料より集計

※ 認定農業者数は計画終了者を除く。

(2) 推進方針

地域農業マスタープランを基本に据え、同プランに位置付けられた認定農業者や集落営農組織、認定新規就農者等の中心経営体を育成する。

① 認定農業者

農業経営改善計画の着実な達成に向け、経営力の向上に意欲的な農業者のグループ化など自己研さん・相互研さんの場づくりを進めるなど、経営改善の取組を推進するほか、地域農業をけん引するリーディング経営体の候補者に対して集中的な支援を行う。また、認定新規就農者などについて、認定農業者への誘導を図りながら、経営改善計画の作成や複式簿記の取組を促進する。

② 集落営農組織

経営計画の作成や組織運営のノウハウ習得など、集落営農の組織化及び法人化に向けた取組を進めるとともに、水田への園芸品目の導入や、マーケティング能力の向上、産地化をねらいとした戦略的振興作物収益性の高い地域振興作物や重点園芸作物を選定し、水稻と組み合わせて複合経営を図る取組を推進する。

法人化した集落営農組織に対しては、経営や栽培技術の指導などによる経営計画の達成支援や組織の課題解決に向けた情報共有の機会の設定など関係機関と連携し、きめ細かな支援を行っていく。

③ 農地集積

地域農業マスタープラン見直し等の機会に地区で集積に向けた話し合いを進め、農地中間管理機構による農地の借受け・貸付けや農地整備事業などを活用して、経営規模の拡大に意欲的な担い手への農地の集積・集約化を推進する。

5 関係機関・団体の役割

協議会の構成団体は、それぞれの役割分担のもとに協力し、農業者、集落及び農業団体の自主性と創意工夫を尊重しながら、「需要に応じた米生産」等の取組を支援するものとする。

構成団体の主な役割は、次のとおりとする。

- (1) 岩手県（盛岡広域振興局農政部，盛岡農業改良普及センター）
 - ・盛岡広域管内における農業生産振興・営農指導の全般
 - ・盛岡広域管内における農政企画の全般
- (2) 岩手県農業共済組合盛岡地域センター
 - ・農業共済制度による農家所得の安定対策
- (3) 盛岡市農業委員会
 - ・農地の利用関係の調整
- (4) 土地改良区（鹿妻穴堰土地改良区，岩手山麓土地改良区，都南土地改良区）
 - ・土地改良事業による水田の整備
 - ・安定的な農業用水の供給
- (5) 農業協同組合
 - ・営農指導等による農業生産力の増進
- (6) 盛岡市農政課
 - ・農業生産振興の全般
 - ・農政企画の全般
 - ・農業再生協議会の事務局